



Title	帝国主義段階と農業問題: 大内力著『農業経済学序説』への批判的覚え書
Author(s)	河西, 勝; KASAI, Masaru
Citation	北海道大學 経済学研究, 23(4), 1-38
Issue Date	1974-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31270
Type	departmental bulletin paper
File Information	23(4)_P1-38.pdf



帝国主義段階と農業問題

— 大内力著『農業経済学序説』への批判的覚え書 —

河 西 勝

十九世紀末葉に工業関税政策と共に導入され、さらに二十世紀初頭に一段と強化された、いわゆる古典の帝国主義の時代におけるドイツの農業関税政策は、帝国主義に対する大土地所有者を始めとする農村諸階級の位置、あるいはまたこの時代における資本主義の農業問題に対する関係ないし対応策を総括的に示すものとして、資本主義の「最高」の発展段階としての帝国主義の重要な側面を規定すると言ってよい。従ってこの点における農業関税政策の具体的な理論的分析は、「関税政策とダンピング」「植民地の領有と資本の輸出」が重工業を生産力的基盤に組織的独占体として形成される金融資本を基礎とするものとして、それに対する理論的規定が「段階論」としての帝国主義論を基本的に構成するとするならば、これを「補足」する農業の「段階論的解明」を意味するものに他ならない。そしてそれは、こうした「段階論」的規定が、第一次大戦以降の農業問題をもひとつの重大な構造上の難問として含んでいる現代資本主義の「歴史的位相」を確定するための「方法的基準」をなす、という点を考慮するならば、今日のわれわれにとって極めて重要な経済学上の課題であると言わなければならないであろう。

大内力氏の『農業経済学序説』(1970年時潮社刊、以下引用に際しては『序説』と略記する)は、実際に既にこの課題に応じた代表的な労作であるが、ここで展開されている帝国主義段階における農業問題の把握や農業関税政策の意義については、われわれは根本的な点でいくつかの疑問を抱かざるを得ない。従って以下の小稿ではその点を明らかにしつつ、われわれ自身で若干の試論を提起することにした。

- 注1) 帝国主義段階論と現代資本主義分析との方法論的関連については、降旗節雄教授の『帝国主義論の史的展開』および「宇野理論と現代資本主義分析の方法」(『宇野弘藏をどうとらえるか』所収)を参照せよ。
- 注2) 戦後のわが国における農業問題に関する「段階論的研究」に関しては、佐伯尚美稿「農業問題の方法論」(経済学全集15「農業経済論」別冊)で簡潔に紹介されている。参照せよ。

1 農業政策と社会政策

この農業関税政策に関する大内氏の理論的規定について、まず問題となるのは、氏がそれを他の「さまざまな農業保護政策」と一括されるものとして「帝国主義段階に特有な社会政策の一環となる。」(『序説』265頁)とされていることである。

だが農業関税政策は「社会政策の一環となる」とするわけにはいかない。いうまでもなく、また大内氏も認められるように、「社会政策」とは、十九世紀末に顕著に現われた「独占資本の成立と慢性不況」による「社会的矛盾」の「拡大」のもとで、増大する「社会主義の勢力」に対抗して、賃金労働者を保護しようとする、資本主義国家の政策として始まったものである。それに対して、この農業政策は、中心的には、徹頭徹尾それ自身支配階級であるとともにまたもともと反社会主義的なユンカー等の大土地所有者による激しい要求に基づくのであり、基本的には大地主階級を保護する政策なのである。また1895年の「国の出資」による「プロイセン協同組合中央金庫」の設立は、この時期の農民保護政策を代表するものといってよいが、これはほんらいは、激化した「農業危機」を背景とする農民層の政治化に対して新しく展開されるようになった、中層＝農民政策の具体化であった。これらは、社会保険法を支柱とする社会立法に基づく何よりも労働者対策(労働者階層の社会的同権化)としてあった「社会政策」とは、明確に区別されなければならないものなのである。

たしかに、「社会政策のなかでは、中小生産者保護が労働者保護とならなくて重要な地位をしめていた」(同)ことは事実である。だがそれは、「種々の副業

をもつ過小農経営および小経営が多数を占めているというドイツ農業構造の特質から、農業労働者、家族労働力、経営者等の厳格な区別があまり問題とされずに「統計上農民として把握されているものの大部分が、社会保険を享受するという結果になった。」(H・ハウスホーファー著・三好正喜・祖田修訳『近代ドイツ農業史』199頁)というだけのことである。要するに資本主義国家は、これらの農業政策によって、「社会政策」が課題とするものとは異なる、資本主義にとって固有な農業問題をこそ問題とせざるを得なくなったことが重要なのである。

大内氏が農業保護政策は「社会政策の一環」であるとされる根拠には、①それが実質的には、ユンカー等の大地主階級を保護することはできず、結果的に「農民保護政策の色彩を強めてくる」(『序説』261頁)ということ、そして②この農業保護政策=実は農民保護政策の強化は、「農民を独占資本の側にひきつけ、これを社会主義勢力にたいする防波堤たらしめる」(同 245 頁) 点に根本的な意義があるということ、がある。まず②については次のように言われる。「農民や中小企業はほんらいプチ・ブルジョアであり、一方で資本の収奪をうけるかぎりにおいては反資本主義たりうるとしても、小生産手段の所有者であり同時に小商品販売者であるかぎりにおいては、むしろ反社会主義であり、資本主義体制に親近感をもっている。とくに農民は、ほんらい保守的・守旧的であるだけに、体制側からはもっとも利用価値があったといえよう」(同 265 頁)と。「労働〔者〕階級は、もちろん各種の保護政策によって、とくにその上層部を穩健化し懐柔することはできるとしても、その階級的地位からいって本質的に反資本主義的であ」(同)り、それに対して「農民や中小企業」は、「むしろ反社会主義であり、資本主義体制に親近感をもっている」ということが、どれ程に一般的に言いうることかは疑問として措かなければならない。だが実際に、当時のドイツでは、東エルベのユンカーを中心に西・南部ドイツのかなりの一般農民層が、高度農業保護関税を要求して、「農業者同盟」(1893年)に結集した場合には、反共イデオロギーがひとつの支柱になっていた。(これは実は社会民主党が、一切の農業保護政策に反対し、

農村の徹底的な資本主義的分解を前提とする土地の社会化を要求するというマルクス主義的原則貫徹のもとに、実際的には、レーニンのいわゆる「<労働貴族>の層」の小ブルジョア的利害を代弁していたことに対応するものであって、極めて具体的な一十九世紀末葉のドイツに特有なというべき一農民層と労働者階級の利害対立に根本的な根拠があったのであるが)。また帝国政府による中層＝農民政策の展開は、特に1893年の帝国議会選挙の結果によって、「社会政策」によっても、政府は工業労働者を社会民主党の影響から切離し得ないことがはっきりしてきたが故に、労働者よりもむしろ農民を積極的な国家の支持者として、「社会主義勢力にたいする防波堤たらしめ」ようとする明確な意図をもっていたこともたしかである。だがこのように農民保護政策の強化が社会主義運動の勢力伸長に対する対抗策であったということが、「社会政策のなかでは、中小生産者保護が労働者保護とならんで重要な地位をしめていた」ことに確証を与えるものではない。それは、逆は必ずしも真ならず、という命題を思い出すだけで十分ではないだろうか。事実農民政策としての国家的な農業保護が国家的社会政策に還元しえないことは、当時、労働者階級の利害を代表する社会民主党が、後者の徹底化を要求する反面では、前者に対しては、労働者階級の生活を悪化させるものであるとして頑強に反対した事実を確認するならば、簡単に明証をうることができるのである。

つぎに①については大内氏は次のように言われる。「農業保護政策は…もちろんそれは直接的にはたんなる農民保護政策ではなく、同時にユンカーによって代表される地主保護政策でもあった。というよりは、さしあたりは地主が農民層を背景におきつつ、みずからが農業の利害の代表であるかのようにふるまいながら政治の舞台にあらわれてくるのである。しかし、だからといってこういう政策が地主のための政策であり、農民にたいしては敵対的であったとはかならずしもいえない。地主層は政治的発言力が大きかっただけに代表たる地位は占めていたとしても、全体としてみれば、衰退、解体しつつある存在だったのであり、やがて帝国主義の農業政策がいつそう拡大、強化される過程では、それはむしろ地主層を積極的に排除していく政策へと展開

していくのである。」(同265～266頁)と。「地主層を積極的に排除していく政策」が、第一次大戦前に具体的にいかなるものとしてあったかは明確にされていないから検討することはできない^(註)。またその時期に地主は「衰退・解体しつつある存在」とはむしろいえないこと、農業関税政策は「地主保護政策」として極めて重要な意義をもっていたこと等は、われわれが後に明らかにするとおりであるが、それはともかく、ここで問題なのは、農業保護政策が「たんなる農民保護政策ではなく、同時にユンカーによって代表される地主保護政策でもあった」とすれば、大内氏にしても、それが「帝國主義段階に特有な社会政策の一環となる」とは言い切れなかったであろう、ということである。それだからこそ、それは「直接的には」そうであったが、実質的な効果としては「たんなる農民保護政策」だった、といわれるのである。だがこれは詭弁ではないだろうか。「社会政策」であるかいなかは、第一義的には実質的な効果の問題ではなくて、全く「直接的」な明確な政策的意図(「飴と鞭」<同265頁>)によって決まることだからである。

(注) おそらくこれは、具体的には、いわゆる内地植民政策を指している。しかしこの政策は、第一次大戦後と比較してみても、それ程大きな意義を、所有変更という点からみても、もつものではなかった。しかも、それは、積極的にポーランド人にたいする政治的問題であったのであるから、「段階論」の問題ではなく、「現状分析」の対象となる、と言わなければならない。大内氏は、農業政策にも様々あり、一括しては取扱いえないことを、十分考慮してはおられないようであるが、方法的に、不明瞭さは免れえない、と思う。農業を段階論的に処理するか否かという問題も、まず様々な農業政策の明確な区別をしなければ、解決つかないのは当然であろう。われわれは、ここでは、農業関税政策とその経済的根拠の解明こそ、農業の段階論の第一の対象と課題をなす、と考えるのである。

2 「農業問題」の意味

大内氏は、関税政策を始めとして農業にたいする強力な保護政策が展開される「経済的・政治的なさまざまな理由」のうち「主要なもの」三つをあげ「第三に、しかしもっとも重要なのは、より政治的な理由である」(同264頁)

として、これがこの農業政策が「社会政策の一環」となる根拠を示すものとされたのであるが、先に「農業政策は本質的に経済政策」(同4頁)であると規定されていたことを想起するならば、いったい氏には、社会政策といい経済政策といっても、そこに明確な区別があるのかどうか、という疑問がわく。それにしても、農業保護政策は「社会政策」であるといえ、それに対する本質的な理論的規定が恰も達成されるものと見なされたことは、農業保護政策の経済政策としての機能や役割に十分な考慮を払うことを軽視するという重大な結果をもたらすことになったのである。

すなわち農業ないし農民保護政策が展開されたことに対する大内氏によるこの三つの主要な理由付けの第一は、「独占資本」は「もともと保護関税をつうじて国内の経済をいわば相対的に閉鎖し、そのなかで独占を維持する志向をもつものである」が、「そのことは農業にたいしても保護関税を採用しやすくした」ということである。だがこれは、はなはだ曖昧模糊として何をいわんとしているかよく分からない。仮りにそれが、「農業関税は、こういう〔カルテル関税による一引用者〕金融資本の直接的利益のカモフラージュとして恰好のものであった」(大内編『農業経済論』184頁)という金融資本の「保護政策にたいする独特な態度」(『序説』264頁)を意味するものならば、それはせいぜい農業関税実施の単なる政治的契機の問題にすぎず、それ自体の経済的な意義は全く不明なままである。

次にその第二は、「農民の労働強化によって農産物が相対的に低い価格で供給されることは、労働賃銀水準をそれだけ低くし、資本の利潤を拡大」し、「他方、独占資本の生産物を相対的に高い価格で、農業の原材料・設備として売りうることは、直接独占利潤の根拠となる」が、この「関係を根拠として、独占資本は、中小企業や農民といった中小生産者の広汎な層の維持に関心をもつようになるのであり、政策もその線にそって展開されることになる」(同)というものである。これが、大内氏のあげられる「独占資本の政策＝帝国主義政策の一環として、農民保護政策がクローズ・アップされてくる」(同261頁)ことのほとんど唯一の経済的理由なのであるが、われわれは

この見解にたいしてはさしあたり、次のような疑問を出しておきたい。つまり「独占資本」は、その蓄積様式による不断の過剰人口の形成を根拠にして、広汎な中小生産者層を自ずから収奪の対象としうるのであるが、こういう収奪関係は、そもそも「独占資本」の存立根拠であって、「独占資本」がいちいち「中小企業や農民といった中小生産者の広汎な層の維持に関心をもつ」ということは、資本の本性からすれば、決してあり得ないことである。そのことからいって、たとえ国家的に保護された中小農民層を、「独占資本」が再び収奪することは当然であるとしても、農民保護政策が直接的に「独占資本」のこうした「関心」の現われであるなどとはいえないのではないだろうか。労働日延長を制限する工場法の歴史的意義づけをめぐる誤まって想定されたように、個別資本にたいして「社会的総資本の立場」なるものが存在するとするなら話は別であるが。

以上のように、大内氏のあげられる農業関税政策や農民保護政策に対する経済政策としての積極的な理由付けが、ほとんど恣意的な解釈の域を出るものではないことは明らかである。

氏はまた、農業保護関税について、「カルテル関税やそれを利用した対外ダムピングと相まって、国際的対立を尖鋭にし、帝國主義戦争への道を開くものだった」(同 246 頁) とか、「それが農業の発展の大きな槓杆となったことは想像に難くないであろう」(同 250 頁) とか、「それはさしあたりユンカーの要求を根拠にしていたにはちがいないが、一般に農民の保護にもなったことはたしかであるし、結果においてはそれは、ユンカー経営を發展させるにたりうるほどの高価格は維持できなかったのであり、むしろ農民経営の發達を助成する役割を果たしたのであった」(同 261 頁) とか、いろいろ指摘されてはいる。だが、これらの重要な政策論上の諸問題——これこそ、「本質的に経済政策」としての農業政策に具体的に関連してくる事柄だ、とわれわれには思われるのだが——についてはただ断定的にいわれるだけで、どうしてそうなのか、いかなる具体的なメカニズムを通して農業関税政策はかかる機能をはたしたか、については、一切触れられてはいないのである。

結局大内氏にあっては、農業政策論は、それに固有な課題と領域を明確にされないまま、ほとんど社会政策論に還元されてしまっていると言わざるを得ない。このことは実は、いわゆる帝国主義段階の農業問題なるものが、社会政策が対象とするごとき問題領域のなかにいわば躡躑されてしまい、それとは別な資本主義の、しかもこの段階における固有な経済的問題としてはっきりと剔出することができなかつたという、以下に明らかにする大内農業理論の有する他の根本的な難点と相関連した問題をなすのである。

大内氏はこの農業問題に関しては、次のごとくいわれる。十九世紀「七〇年代以降の移行期から第一次大戦にいたるまでのドイツの帝国主義段階の展開」のなかで、ドイツ農業は農業恐慌の影響をも蒙りつつさまざまな点で大きな変貌を遂げたが、そこでの「きわめて重大な問題」は、この時期のかなり「着実な」農業の発展を「主として担当」した経営層が中農層であったこと、つまりこの「中農層が増加」し、ユンカーをはじめとする「少数の資本家的経営」が「この時期に急速に発展力を失ない解体」し、「減少するという事実」である。というのはこの事実は、「自由主義段階までは」支配的な農民層の両極分解による農業の資本主義化傾向が、いわゆる「中農標準化傾向」に取ってかわり、「完全に逆転したことをいみする」が、「こういう逆転現象こそ」、「農業という場面にあられる資本主義の矛盾であり、資本主義のなかでは解決しえないもの」としての「農業問題の発生」に他ならないからである。「しかも農民経営と資本主義との矛盾は、独占体制の成立＝発展によって激化することはあっても、けっして解消することはありえないのだから、農業問題も資本主義の存続するかぎり拡大・深化する問題とならざるをえなくなったのである」(同 260 頁) と。

ここで注意を要するのは、大内氏は、この「逆転現象」そのものは、別に農業問題とは考えておられないことである。つまり氏においては、「ユンカーをふくむ資本家的農業経営が発展力を失ない、解体・縮小していくようになった事実」(同 253 頁) — この極めて重大な「事実」は、実証的にはここでは単に「経営面積別農場数」の増減によって確認されているにすぎず、十九世

紀末葉の農業恐慌による一時的な（といってもかなり長期の）攪乱的現象としてならともかくとしても、帝国主義段階に一般化することは、われわれには納得しえないことであるが、そのことは後で問題にするとして——は、全く農業問題とはならないのである。「逆転現象」の結果こそが「農業問題の発生」として認められるにすぎないのである。例えば大内氏は次のごとくいわれる。「資本主義体制のなかに農民経営が存在するというにそもそも農業問題の根源があるといっている。というのは、自分の家族の労働で、小生産手段をもって零細な経営をおこなうというような体制は、ほんらい自給自足的な経済体制に適合的なものであり、資本主義の成立＝発展とともに分解・消滅されるべき性質のものである。」（同 260 頁）「ところがいまやそういう存在が資本主義のなかではもはや解消しえないものとなるのだから、このような矛盾は決定的なものにならざるをえない。いまや農業問題が資本主義にとって不可避の問題となるわけである。」（同 125 頁）と。

まさに「農業問題とは何かということは抽象的にはいろいろ議論できよう」（同 260 頁）というものである。だが十九世紀末期にドイツにおいて農業問題とされたものは、中心的には、海外からの穀物輸入に伴うこの「ユンカーをふくむ資本家の農業経営」の「危機」と、それに対する国家的保護の是非をめぐる問題なのであって、こうした現実から離れて、「農業問題」を「抽象的に」「いろいろ議論」することができないことは、歴史科学としての経済学としては絶対的な条件であろう。

勿論大内氏のいわれる「農民経営と資本主義との矛盾は、独占体制の成立＝発展によって激化する」ということも、明らかに農民層における「農業危機」として、現実的な農業問題を提起した。この「危機」が、「農業者同盟」や「農民同盟」あるいは社会民主党の内部でもフォルマル等による農民保護強化の要求と、それに対する国家的対策としての農民＝中層政策の展開の背景をなしたことは事実である。そしてそれは、「農業においても、農民層の分解が徹底され、農業が資本主義化してしまえば、資本主義の矛盾は労働者問題としては存在しうるが、農業問題という形のものではなくなるであろう

う」(同260頁)という見地を固持していたマルクス主義農業理論の現実不適合と、従ってまた実践的な無力性を明白にすることになった。ダヴィット、ベルンシュタイン等のいわゆる修正主義が発生した歴史的な根拠もひとつにはそこにあったのである。だがこのような「農民問題」が、マルクス主義においては、「農業論争」ないし「修正主義論争」として特殊的に大きな意義をもっていたからといって、大内氏のように、帝国主義段階における農業問題をそれだけに限定してしまうことは、農業関税政策などの農業政策を、強引に農民保護政策に解消することができないと同様に、全く不可能なことなのである。

積極的にはむしろ、「ユンカーをふくむ資本家的農業経営」をめぐる農業問題こそ、経済政策としての農業政策にとっては第一の課題をなすものであったが故に、大内氏がそれをほとんどまったく無視されたことは、この政策の経済学的解明の手がかりを失なうことにもなったのである。そしてさらに氏は、この「農民経営と資本主義との矛盾」ないしその「激化」を、「独占資本の成立と慢性不況は、社会的矛盾を拡大する」(同 265 頁)として極めて、単純化ないし抽象化して把握された。だが十九世紀末期の農民問題と二十世紀初頭のその動向とは、「農業危機」が解消されたことをみてもわかるように、明らかに少くとも様相を異にしている。またこの「矛盾」にも、もっと具体的な内容をもりこむべきであることは、それに対する国家の介入が、既に触れたような国家的社会政策のいわば単なる転用か、あるいはもっと積極的に、農民層を生産者として国家社会的に公認するところの独自の農民保護政策であるかは明瞭に区別されなければならないことからしても、当然の配慮ではないだろうか。

大内氏は、生産者として「農民の存在が解消しないもの」となったことを、資本主義の帝国主義段階の特殊的歴史的現象として把握し、もってこの問題をめぐるマルクス主義農業理論の正統派と修正派とへの分裂を止揚する視角を提示されたにもかかわらず、農業問題＝社会的矛盾の拡大というほとんど無内容な規定をもって満足されてしまった。そのために特有な農業問題を一般的に労働者問題から截然と区別し得ないことについては、この正統派

マルクス主義と50歩、100歩のところまで後退されてしまったといわざるをえない。^(注)そしてここにこそ、氏が農業保護政策は「帝国主義段階に特有な社会政策の一環となる」とする根源的な原因が胚胎していた、というべきなのである。

大内氏はドイツの帝国主義段階における農業問題と農業政策について次のように結論される。「こうした保護政策自体が農民層の成長を助長し、〈中農標準化傾向〉を促進したことはたしかであろう。しかしそれは資本主義からいえば、むしろみずから解決しえない農業問題の基盤を補強するいみをもつ政策であった。そのいみでそれは矛盾であったといえはいいえるが、しかし独占資本にとっては、それは避けることのできない矛盾だったのである」(同266頁)と。こうして氏によれば、帝国主義段階において資本主義は農業問題を宿痾とするに至ったのである。だがこのような理論的規定が、資本主義に対する真の科学的批判たりうるかどうかは、以下においてさらに明らかにされるであろう。

注) 大内氏が「もし農民の存在が解消しないものだとなれば、社会主義にとっては労働同盟という問題が大きな課題とならざるをえない」(『序説』261頁)と安易にいわれるのも、このことからすれば当然である。しかし資本主義における農業問題すら固有な問題として識別しえないまま、あるいはやや具体的にいえば、労働者階級と農民層との農業保護政策をめぐる現実的な対立関係(これが後に述べるごとく農業問題の具体的な現われに他ならない。)の物質的根拠を解明して、それを社会主義的に解決するものとしてでないならば、一般的に「労働同盟」を説くことに、どれ程の積極的な意義があるか、疑問である。

3 農業資本の蓄積様式について

帝国主義段階には、「ユンカーをふくむ資本家的農業経営が発展力を失い、解体・縮小していくようになり、農業(穀物)関税政策もこの基本的傾向を阻止し、あるいは「ユンカー経営を発展させるにたりうるほどの高価格」を「維持」することでは、余り意味をなさなかった、というのが大内氏の事

実認識であった。しかしこのように推断される場合に問題になることは、氏がこのユンカー等の資本家的農業経営における資本の蓄積様式にたいして、具体的な分析をほとんど全く放棄してしまっていることにある。このことは、おそらく大内氏が、ユンカー経営について、後進国の資本主義化に特有な過剰人口のいちじるしい堆積を根拠として「半封建的な地主経営という性格を維持しつづけた」(同244頁)という特殊性をもちながらも、本質的に産業資本的なものであることについてはなんら変りがない、と考えられた結果によるものであろう。だが十九世紀後半、特に七〇年代以後におけるユンカー経営の資本蓄積様式は、産業資本の支配確立過程としてドイツ農業の資本主義化を説き、「兩極分解傾向が貫いていると強弁」(同253頁)したカウツキーにとっても、そう簡単に片付けることのできるものではなかったのである。そしてこの蓄積様式が明らかにされなければ、穀物関税政策の資本主義の歴史的発展に対してもつ意義を最終的に確定し得ないことも当然なのである。このことは、カルテル関税や植民政策の帝国主義的政策としての理論的規定が、金融資本の蓄積様式に対する科学的分析をもって始めて果たされたことと、ほとんど同様であろう。

ユンカー経営は言うまでもなく資本家的経営であるが、イギリスの場合に支配的であるような「借地農制」ではなく、またただ単に大土地所有者であると同時に農業資本家でもあるというのも、必ずしも正確なあるいは十分な規定ではない。それは、実は二十世紀初頭までにおいて、カウツキーのいわゆる「不動産抵当制」とでも呼称すべき巨額な社会的資本に対する特殊な支配集中機構を、典型的に発展させたのであった。それによってユンカー等の農業資本は——大内氏の想定とは正反対に——「土地生産力」を中心とした農業生産力の飛躍的発展を実現しつつ、もはや単に産業資本的とはいえない、否むしろほとんど金融資本的とさえいってよい、土地所有を根拠とする独自の資本蓄積様式を確立したのである。まさに農業関税は——これも大内氏の断定とは反対に——この蓄積様式をいわば補強ないし促進するものとして、従ってユンカー経営を始めとする中小農を含めたドイツ農業全体のみな

らず、一般投資家層や金融資本にとっても、つまり国民的に、決定的に欠かすことのできないものとなったわけである。われわれは以上の点について、(A)地主的資本家の経営(ユンカー等)、(B)その協同組合である「プロイセン土地金融組合」(Landschaft)、そして(C)一般投資家層(特に少額貯蓄者、中産階級)、これら三者相互の関連をとうして、やや具体的に明らかにしておこう。

まず(A)は、工作物(家屋、倉庫、道路設備等)や土地生産力の継続的向上を促進する土地改良(排水並びに灌漑設備の設置、荒蕪地開拓、沼沢地耕作等)のために必要な資金を、土地を抵当に入れて(B)から借入れる。しかしこの場合、(B)から(A)には直接現金がわたされるのではなく、もっぱら(B)の責任において発行される(つまり抵当に入れられた各個の土地を表示して発行されるのではない)抵当証券(Pfandbrief)が渡され、(A)はそれを適当なときに、(B)が資本供与し管理する(B')「土地金融組合銀行」その他の銀行へもって行って現金に換価するのである。(B')は抵当証券の換価・利子の支払い、兌換等の抵当証券業務を行なうが、(A)から受取った抵当証券を(C)に対して売却し、(A)に与えた現金に相当する額を回収することになる。この売却はベルリン取引所等で行なわれることもあるが、これはいわば形式的なもので、実質的には大部分が取引所の外で直接的におこなわれた。抵当証券は、「投機証券」ではなく投資証券であり、確実性と相場の安定性があり、利息収益は国債や地方債よりもやや高かったと言われるが、かくしてこの一連の関係のなかにおいて、(C)における社会的遊休資金(ある程度の外国資本も含む)が、(A)の共同責任を基礎とする(B)ないし(B')の信用を媒介として(A)の各農業経営における多額の固定資本(土地合体資本)として投下され、極めて長期にわたって固定化されることになり、その一方では逆に(A)から(C)へは利子が(B')を経由して支払われることになる。ここでは、(A)と(B)との関係は、一面では明らかに債務者と債権者の関係といってよいが、(A)は(B)に対して土地信用負債の随時償還権(長期にわたる割賦=年賦償還の権利)をもつのにに対して、(B)は(A)に対して債権、債務の

解約性をもたない（非告知）のであって、抵当証券貸付はほとんど永続的なものだということが重要である。(A)と(B)のこのような関係は、当然(B)ないし(B')と(C)との間において、後者が前者に対して告知権（解約性）を排除されていると共に、前者は後者に対して償還義務を免除されているということを根拠としているが、さらに(C)は、取得した抵当証券の元本的価値を必要に応じて、いつでも取引所で現金化することができたから、そのことに何ら難点はなかったのである。従って、(A)の土地抵当負債は事実上は「自己資本」化しているといえるのであって、(B)に対する利子支払いが順調でさえあれば、この負債総額の増大自体は全然問題にはならないわけである。実際に、(A)の(B)に対する元金償還が随時であれ義務づけられたのは、全く過度負債による利子支払いの滞納の危険を防止するために他ならず、だから負債の返済は、直ちに借入れによって埋め合わされる傾向にあったのである。

以上のような(A)と(B)と関係は、前者が後者の組合員であることを前提として成立しているのもあるが、このことはさらに、(B)がその利益金を配当しない反面では、それを特別積立金、割賦償還積立金、その他の積立金の強化に充当し、もって(A)に対して貸付条件が低利であることや、滞納利子の取立て等も普通の債権・債務の場合程には厳格でない等の間接的な利益を保証することを可能にしたのである。(B)は、自己に属する土地の免償や不動産信用に充てるために、自ら生命ないし火災保険機関を兼営して資金を吸収したし、「プロイセン協同組合中央金庫」とは貸借関係を通じて資金力を充実させたのであるが、他方では抵当債券化された土地の強制管理の権限を有し、また抵当債券の発行総額は、(B)が担保として保有する土地価格総額以上をでることを禁ぜられ、それは政府機関から派遣された監査委員によって厳しく監守されたから、(B)の(C)に対する信用にはかなり確実なものがあつた。また(A)は、(B)から受け取った抵当証券を換価する場合に、いくつかの著しく有利な条件を享受することができた。例えば一般金利が低落する時には抵当証券は相場が騰貴するから、(A)はそのことを利用して旧抵当

権を償還し、変更された金融市場の姿勢に相当した低利の抵当証券貸付けを受けることが可能であったし、逆に金利が騰貴した時には、(A)は告知権が除斥されていたことによって保護されたし、またはさらに「相場差額補足貸付」を受けることもできたのである。このことは、(B)が(C)へ証券を売却する場合にも当然予想されうるいわゆるプレミアムの取得を意味するのであって、従って(A)と(B)はある程度は分離しながらも、結局は一体となって金融上の操作を通じて、相当の利潤を得ることができたのである。

ところで、最終的に(C)が抵当証券の所持によって受取るところの(A)が支払う利子は、その一般的な正常な状態においては、基本的に地代部分に他ならないのであるが、それはさらに差額地代と絶対地代とに相当する二つの部分に、概念的に区別されなければならないであろう。ここで差額地代に相当する部分という場合により重要なものは、土地に合体される固定資本によって形成される超過利潤である。これは「借地農制」では借地期間の更新の際に結局は地代に転化されるが、この「不動産抵当制」では、抵当負債にたいする利子として支払われることになる。ただ両者においては根本的な相違があるのであって、土地への巨額な固定資本的投資は、前者にあっては借地期間内で償却しきれないために、一般的には抑制されざるを得ない。それに対して、後者にあっては、そうした制約はいちおう解除されているのみならず、むしろ自己の所有する土地価格を高めることになる——勿論それだけまた抵当物権としての土地の価値は高まる——から、経済的強制によってやや積極的に遂行される傾向をもつ、ともいえるのである。次に絶対地代に相当する部分というのは、実は農業関税のもとでは、農産物(穀物)の独占価格による独占地代となっている。「絶対地代は資本家的土地所有の基本的規定をなし、この規定を基礎にして独占地代もまたその根拠を——資本家的には非合理的なる、資本自身の性格も独占的になることなくしては、その社会に容れ得ないというような性格をも——明らかにされるのである。」(宇野弘蔵『経済原論下』222頁)つまり、「カルテル関税」が「穀物関税」と共に設定されたということは、資本主義における支配的資本形態が、もはや産業資本

ではなく、金融資本としてあることを示すと同時に、土地所有も産業資本的生産様式に照応する形態から、金融資本に適合的な形態へと転化したことを意味するのである。そしてわれわれにとって重要なことは、この穀物関税が、金融資本の独占性にとって許容される範囲内ではあるが、ユンカー等の大土地所有者に独占地代の取得として、土地所有の独占性の強化を保証することによって、「不動産抵当制」にとって、その基盤を補強する不可欠な機能を果たしている、ということに他ならない。さしあたり、客観的には穀物関税政策の経済的な歴史的な意義は、ここにこそあると言わなければならないのである。

かくして「不動産抵当制」とは、農業関税制度に支えられつつ、その所有が地代を利子として受ける権利を有するそれ自身が資本である抵当証券の特殊な金融機関の介在による流通をつうじて、土地に固定された資本の自由な移動が大幅に制限されているという条件のもとで、自己の所有する「土地価値」を流動化 (mobilisieren) させることによって、社会的な遊休資金の一定部分を、農業生産力の高度化によって得られる利潤獲得をめざして主に土地合体資本として集中支配する、農業資本の特殊な蓄積様式を意味するものである。

こうした全体的な機構において把握されないならば、その歴史的意義を十全に明らかにすることは到底不可能なのである。カウツキーにあっては、この肝心な点がまさに欠落しているのである。^{註)}だが、それはともかくとして、以上のようなわれわれの概括的な理解からしても、例えば、藤瀬浩司氏のように、滞納利子額の動向との関連を断ち切った上で、単純に「農場抵当負債の顕著な増大傾向は、ユンケル経営の内的崩壊要因累積の端的な表現である」(『近代ドイツ農業の形成』511頁) などということとはできない。また宮下柁次氏のように、「抵当証券が<農業大不況>の克服以降にも累積され、利子滞納額のほうも、九〇年代中頃より減少したとはいえ、<大不況>におけるのと大して変化がなかった。利子の滞納が<農業の黄金時代>にも減少しなかったということのなかにユンカーや富農の経営的危機がみられる」

(『資本主義と農業恐慌』 235 頁)といわれるのも、いささか牽強附会ではないか、と思われるのである。宮下氏の掲げられているフィンケンシュタインの統計についても、一貫して増大した抵当負債総額と、むしろ減少傾向にあった滞納利子総額との割合をみるべきであって、後者が「<大不況>におけるのと大して変化がなかった」とか、「<農業の黄金時代>にも減少しなかった」といっても、余り意味をなさないであろう。フィンケンシュタイン自身は、オストプロイセンでの滞納利子額の変動について、1864~1906年までは経済的な危機現象の持続を示すが、それは1906年後に始めて正常な状態を取戻したことを、指摘しているのである。(“Die Entwicklung der landwirtschaft” S 117 参照)

要するに大内氏の主張される、農業における「資本家的経営の解体・縮小」傾向というのは、わが国ではある程度一般化された認識になっており、それは多かれ少なかれ、十九世紀末のユンカー経営の危機的様相と、大戦間におけるその一段の深まりとを、直線的につなげるというやや短絡した思考から結果したものといえるのである。だが、「不動産抵当制」が制度として、典型的に発達したこと自体によっても、ユンカー等は、少くとも第一次大戦迄において、急速な農業生産力発展の実際的な担い手であったことが示されている、といわねばならない。それ故にこそ、後述するように、ユンカーは十九世紀末葉における「大不況」下では深刻な「農業危機」を余儀なくされ、それが国家的な問題となり、農業関税が実施されたのであり、また二十世紀初頭から大戦に至る迄の帝國主義の開花期には、農業の繁栄に十分浴することができたのである。

注) 彼は次のごとくいっている。つまり「不動産抵当制」に於いても「ことはそれ程明瞭単純ではないが、根本に於いて〔資本主義的借地農制と〕同じことに終る。此処に於いても、吾々は土地所有者と企業家が二分されていることを見出す——無論、特別なる法律的形成の背後にかくされてある。借地農制に於いて土地所有者に流入する地代は、抵当制に於いては抵当権者の有に歸する。彼は地代の所有者である。これに反して、名義上の土地所有者は、現実に於いては、資本主義的企業家であり、企業利得と地代とを取り込み、且つ後者を抵当利子の形で再び移

譲する。彼の企業が失敗に帰すれば、彼は支払うべき地代を支払い得ない。かくて、彼は彼の表面上の所有をも捨てなければならぬ。丁度、その賃料を支払い得ない借地人が、その賃借地を失う様に。」(『農業問題』向坂逸郎訳上152—153頁)と。こうしたカウツキーの見解に対して、伊藤誠氏が次のごとく批判されている。つまりカウツキーが「イギリスと異なり資本主義的借地農制が一般化しないドイツでも、抵当信用をつうじ抵当権者に利子の形で地代が支払われるかぎり、借地農制と〈根本においておなじ結果になる〉としているのも、ドイツ農業の特殊な発展の様相を解消し、イギリスの資本主義的借地農制に擬制して理解しようとするもので、理論的に無理をおかすものといわなければならない」(鈴木鴻一郎編『マルクス経済学講義』166—167頁)と。伊藤氏のこの批判はいちおうは正しいといえるが、しかし余り積極的な意味のあるものではない。氏自身は例えばエンカー経営について、「第一に、土地所有と農場経営が結合しており、したがって地代と利潤が未分離であり、第二に、その経営に要する労働力をもっぱらインストロイテ (Instleute) といわれる小作小農民の賃労働に依拠しているという二点で、イギリス農業の一部にみられる典型的な資本制農業経営とは性格が異なる。そのため〈半封建的土地所有〉のドイツ的形態ともいわれてきた」(同167—168頁)といわれているだけである。なる程これでは確かに、「理論的に無理をおかす」ことにはならないが、「ドイツ農業の特殊な発展の様相」を何か「理論的に分析したことにも決してならないのである。だがカウツキーは、「土地所有者が同時に資本家でもあること、つまり彼がその土地所有の外に十分なる現金を有って、近代的経営を全然自己の資本で建設し、且つ企業家利得の外に全地代をも取得する場合」は「歴史的には例外である」(前掲161頁)、という現実認識を前提としているのであって、この「不動産抵当制」の理論的な分析はカウツキーのみならず、伊藤氏にも課されているはずなのである。カウツキーが、それを「借地農制」と「根本に於いて同じことに終る」として、いわば原理的規定の貫徹の面(この面を指摘すること自体は正しいしまた必要なことでもあるが)を強調したので、伊藤氏の批判を受けることになったのである。要するに「不動産抵当制」は、「借地農制」を原理的基準としつつ、この原理的規定の貫徹と歪曲——大土地所有と農業資本との特有な結合と分離——のうちに、段階論的に規定されなければならないのである。

斎藤仁氏も、カウツキーを次のごとく批判されている。つまり「カウツキーは、不動産抵当信用をもって、そのまま土地の商品化と同じ本質をもつものとみる。地主は、この場合、土地を生産資本と化して生産資本家となり、債権者は実質的ないみで地主になるのだというつかまえかたである。こうして、小作制度と土地抵当信用制度とは、結局おなじことだということになる。たしかに、土地抵当信用は土地の商品化がすすんでいるという事態を前提とする。しかし、それ自

体は、あくまでも信用であって、土地の商品化ではない。土地は、この場合、信用を担保するいみをもつにすぎないのである。……結局、信用が土地抵当でなされることに、この問題の限りで特別の意味はないのである。ユンカー経営の成立、発展は、信用をぬきにしたもっと実体的な関係に、その条件を求めなければならない。』（『農業金融の構造』95頁）と。このカウツキー批判にもよくわからない点があるが、「信用が土地抵当でなされることに… 特別の意味はない」ということによって、土地抵当信用について、経済学的分析が果たされたことになるのかどうか、疑問である。地代部分を利子として資本還元される擬制資本としての抵当証券の売買は、株式証券として資本が商品化されることと同じく、土地の商品化といえないかどうか、あるいはそれとどういう関連にあるかは、なお検討の余地があるのではないか。確かに結論的にいえば、この抵当証券は、抵当に入れられた各個の土地を表示せずに発行されるのであるから、それをただちに土地の商品化というのは無理である。しかし資本家社会的に要請された土地の商品化＝「土地価値」の動化が、本来的な旧抵当証券によっても、株式証券と資本の商品化のごとくにはいかないことに対する現実的な処理の形式として、この、新抵当証券は意義を有するのではないだろうか。

なおドイツの「不動産抵当制」に関する参考文献としては、農業問題に限定すれば、斎藤氏の『農業金融の構造』、カウツキー『農業問題』以外には、ヌスバウム（宮崎一雄訳）『独逸抵当制度論』、ヴィゴドジンスキー（山田勝次郎、東畑精一訳）『農業政策』、アドルフ・ブツヘンベルガー（八木芳之助訳）『農業政策』等々をあげうる。

4 「農民層分解」論への一視角

大内氏は、農業における「資本家的経営の解体・縮小」の「原因」として、「もっとも基本的なものとして、つぎの三つの事実」を指摘されている。①農産物価格がこの時期には「低落し、低迷」するようになったが、そういえばあいには、「資本家的経営の生産力が格段に高くないかぎり、利潤が減少し、経営が成立たなくなることは不可避」であるにもかかわらず、「もともと農業はそのように急速に生産力を高めることが困難な分野である。」し、「とくにユンカー経営は、これまで古い社会関係を利用しつつ生産を維持してきただけに、いっそう合理化が困難だという性質をもっていた」のである。この場合に「この価格の低落」は、まず「農業恐慌の影響」によるが、

「ただ農業恐慌という一時的な現象——といっても、それはこの段階では長期的な現象となるのであって、かならずしも一時的ではないのだが——との関連のみでとらえてはならない」のであって、「農民経営が他方において生産を維持し、あるいは拡大していくばあいには、価格水準は農民的採算ベースで決定されることになるし、また、ほんらい農業外の資本は、農産物価格の必要以上の上昇は好まないから、政策もそのような水準以上に価格を釣りあげようとはしない」ことにもよるのである。②「こういう低価格のもとで、農業経営のコスト上昇がいちじるしくなるという事実」がある。「それには、さまざまの農業生産資材の生産部門なりその原材料の生産部門なりで独占価格が成立する結果、いわゆるシェーレ schere が拡大し、経営コストが相対的に大きくなるという問題」以外にも、「資本家の経営にとって致命的だったのは労働賃金水準の上昇であった」。いわゆる労働力不足の問題があった。③こうした諸困難にたいして、「資本家的農業経営者には、かれの資本を他に移動させる道が開かれていた」のであって、「そうなれば資本家的経営者にとっては、利益のあがらない農業経営に執着しているよりは、土地を売り払ったり、借地に出したりして、資本をこういう投資にふりむけるほうが有利」であった。たとえば「地元では、火酒の醸造とか製糖とかの工場へ投資をふりむけ、資本を工業部門に移動させるということも広くおこなわれた方法であった」が、「より重要なことは、金融資本の発達につれて、広汎に株式等の有価証券への投資の道が開け、あるいは銀行をつうじて資産を運用する道がつくられたことであった。」(同253～257頁)以上。

このように大内氏によれば、ドイツの農業資本家階級は、「帝国主義段階に特有な諸条件」によって、また「エンカー経営という時代おくれの畸形的経営が主力をしめていた」(同257頁)というその「特質によって、とくに増幅」されて、この時期に「解体・縮小がはじまった」ことになる。まず①のエンカー経営が「合理化が困難だという性質」をもつ、という点については、われわれの先の叙述によって、ほとんど論駁されている、といっているであろう。従って次に、③の資本家的農業経営における他部面への資本の移

動について、検討を加えることにするが、それも決して、資本の自由な移動として直接的な資本主義的原理の貫徹、という観点から理論的に処理されるものではない。それはむしろ、この原理の貫徹がある程度阻害されていることからくる資本家の対応であり、「所得源泉」の多様化（ヒルファディング『金融資本論』岡崎次郎訳下124頁）として現われた、この時期における資本家としてのユンカーの一定の変容を示すものなのである。

つまり大内氏がいわれる「火酒の醸造とか製糖とかの工場」への投資や、一般的に工業的企業における「株式等の有価証券への投資」等にむけられるユンカーの資金は、実は抵当負債によって調達されたものであった。それは少くとも大勢としては、農業経営から資本を上げたり、「土地を売り払ったり、借地に出したり」して得られたもの、と考えるわけにはいかない。「不動産抵当制」においては、「土地を売り払ったり」すること等はむしろ無用なことであるし、逆にそうした資金をより有利に調達しうるためにも、自己の所有する「土地価値」を保存しつつ、不断に高めてゆかなくてはならないはずであるから、農業への資本投下（主に土地合体資本としての）は、決して忽せにすることはできなかったのである。「利益のあがらない農業経営に執着しているよりは」他部面へ資本を移動させる、という簡単な構造には、ユンカー的資本家の経営はなっていないのであった。土地に固定資本が固定化していて、資本の自由な移動が阻害されていることは、農業においても、重工業における資本の移動の場合と、ほとんど同じ困難な問題をかかえることになっていたのである。そのいちおうの解決策が、「不動産抵当制」に他ならなかったのであるが、それは農業への資本投下を基本的な条件として、成立しているのである。

しかもユンカー経営にあって、一方において、この農業生産の増大が経営面積の外延的拡大によってではなく、その内包的拡充つまり集約化によって達成されたことと、他方において、「関税政策は地代所得を急速に増加させ、特に最近十年間はそれが基だしかった」(ヒルファディング前掲 124 頁) ことを基礎として抵当負債によって得られた貨幣資本が、農業部面への投下だけ

では過剰をきたし、農業関連産業（この発展は「農業の工業化」として勿論農業の進化に結びつく）や農業外へ大量に流出する傾向をもったこととは、密接に関連している。すなわちユンカー経営は、経営面積の拡張を志向したとしても、それは「強力な中小土地所有の抵抗にぶつかった」(同) のであって、中小土地所有との土地をめぐる競争は、農業関税の影響と相俟って、土地価格を高めた。だから、経営は集約化を徹底化させる一方、過剰な貨幣資本は、「1895年から始まった激烈な好景気時代が工業における利潤率を高くし」、「株式制度の発展が他の諸部面からの〔資本〕投下のために最適な形態をつくりだし」、また「諸大工業の集中統合も部外者のために危険を著しく軽減した」、というような十九世紀九十年代末から生じた新たな諸条件のもとで、工業部面などにその「使途を求めねばならなかった」(同) し、またそれが可能だったのである。

そのいみでは、「農民経営の進出自体が資本家的経営の成長を困難にするという関係にあることを忘れてはならない」(『序説』254頁)、といえるかもしれない(ただし、それだからといって、直ちに資本家的農業経営が「解体・縮小」というのではない)が、しかし、それは大内氏が先の①でいわれているごとく、一般的に農産物の「価格水準は農民的採算ベースで決定されること」による、というわけではない。実際に「資本家的経営は、比較的機械化が容易であり、経営的にも単純な組織ですむということもあって、…穀作部門に集中する傾向があった」(同253～254頁)が、他方、「小経営の主要生産物たる牛乳・肉類・野菜・果実などにたいする都市需要の激増と、労働者問題の比較的小さい重要性とが中小土地所有に幸いした」(ヒルファディング前掲124～125頁) のであって、農業生産に関しては、両者はむしろ分業関係にあったとさえいえるのである。因に、穀物関税の直接的な「恩恵は主として穀物大生産者に及び、畜産物を生産している小農民に与えられた恩恵ははるかに少なかった」(ミカエル・トレイシー・阿曾村邦昭・瀬崎克己訳『西欧の農業』26頁) にもかかわらず、「農業関税のための共同闘争が大地所有者と小土地所有者とを結合した」わけには、「農業関税が土地価格に

及ぼす特殊な作用」があった。つまり、われわれが既にみたような「不動産
抵当制」が、様々に形を変えたにしても、ドイツ農業全体をとらえていたこ
とは確かであって、この場合には当然にも、農業関税による「土地価格の上
昇」は「すべての農業土地所有者にとって極めて有益」（ヒルファディグ前
掲123頁）だった、といえるのである。

最後に、大内氏の主張される②のコスト上昇が農業の資本家的経営を圧迫
するという点に関しては、「いわゆるシェーレ」については、穀物関税によっ
て穀物価格自身一種の「独占価格」になっていることに留意すべきである。
また労働力不足については、——この問題は確かに、十九世紀末のユンカー
経営の「危機」を醸成したひとつの重要な要因をなしたが——ユンカー経営
はそれを、労働条件や賃金形態の改善、農業機械化の「不断の進行」（ハウス
ホーファー前掲 229 頁）、ポーランド人からなる季節的な移動労働者の「大量
使用」（同 192 頁）などによって、二十世紀初頭において、穀物価格の好転と
共に、ほぼ解決しえたことが無視されるべきではないであろう。

われわれも大内氏と共に、「農民経営」が農業生産の担い手として、重要な
地位を占めつつあったことを認めなければならない。それは根本的には、
「一方で過剰人口を農業その他の中小企業に形成し、保有しながら、他方で
その吸収を制限する」（宇野弘蔵『経済政策論』改訂版 188 頁）という金融資
本の蓄積様式によって、歴史的に規定されていたことである。そしてこうし
て「農業その他の中小工業は、極めて高度の大工業の発展とならんで残存す
る傾向をとらざるをえなかった」（同）ことが、農民問題が固有な意義をもっ
て、ドイツの十九世紀末期に発生してきた現実的な背景をなしていたことも
確かである。従って、産業資本から金融資本への支配的資本における形態変
化を確認しないままに、中小農民層のプロレタリア化と農業資本の産業資本
としての確立を一般的な傾向として疑わなかったカウツキーやレーニンにお
いては、明らかに方法的に難点があるといわなければならないであろう。

しかしだからといって、そのことが直ちに農業資本家の「解体・縮小」を
意味する、ということにどうしてなるのだろうか。大内氏は、レーニンが

——二十世紀初頭に到るドイツ農業の発展に関する修正主義的農業理論を論駁するために書いた『農業問題とマルクス「批判家」』において——「資本家的大経営が優位をしめつつあるかどうかを明らかにするためには、ただ耕作面積別の統計をたよりにして、大経営が増加しているとかいないとかいってもけっして正しい結論はでてこない…農業技術の発展とともに農業の集約化も進むから、耕作面積が縮小しても経営規模が拡大することはしばしばありうる」(『経済学説全集⑧』292頁)として、その実証の為に「克明に資料をあつめ、それをきわめて鮮やかに分析」したことに對して、「かれが正面から指摘している事実にかんするかぎり、われわれはこんにちでもそれを否定したり、あるいはそれと異なった結論をひきだしたりすることは、おそらくできないだろう」(同 292～5頁)といわれている。だが、氏の結論は、帝国主義段階ということさえ考慮すれば——事實はどうあれ?——レーニンの主張とは反對に、「資本家的大経営は、ここではかえって解体し、縮小する傾向さえしめしはじめる」(294頁)という奇妙なものとなっているのである。

結局、レーニンの農民層兩極分解論を批判するに際して、大内氏のごとく、兩極分解の「完全」な「逆転」としての「中農標準化傾向」なるものを、十九世紀末の農業恐慌の時期に限定するならともかく、帝国主義段階における一般的傾向として主張することは、なんとしても行きすぎだといわざるを得ない。パルヴスは、マルクス農業理論に対して正統派的立場にたちつつも、農業恐慌を特徴づけるひとつの重要な現象として、事情によっては農民的分割地経営による資本主義的大経営の相対的抑制さえ起り得るような「資本主義的競争の法則における明瞭な逆転 (Umkehrung)」を認めたのであるが、二十世紀に入ると、当初は農業恐慌は単に潜在化したにすぎないとしつつも、結局、激しく前進して富を獲得した勝ち誇ったユンカーを「目の前」にして、この逆転が、もう一度逆転してしまったことを認めざるを得なかった。それはともかくとしても、「資本の金融資本化は……もはや純粹の資本主義社会の実現に徹底的に進むとはいえない傾向をもつことになる」が、この金融資本における逆転傾向は、「決して産業資本時代の傾向を完全に止揚

するものではなく、そういう分解過程を含みながらそれを阻害するものとして逆転するという内的な複雑さを示すことになる」のであって、「いずれにしても一面的に簡単化するわけにはゆかない」(宇野『経済政策論』改訂版 188頁)といわなければならないであろう。

われわれは、大内氏と異って、農業生産力の主たる担い手が資本家的経営形態であることを実証したレーニンの見地をも、十分肯定的にみることができる。ただ彼にたいしては、こうした資本家的農業経営(ブルジョアの農業進化における「プロシア型」)の発展は、もはや単に自由貿易のもとにおける産業資本としての発展ではなく、農業保護関税に圍繞された特殊な農業金融の構造のもとで、始めて実現されたものであったことが、明確にされなければならないのである。

かくして、ユンカー等の資本家的農業経営と中小農民経営は、金融資本の蓄積様式に規定されて、共にドイツ農業生産の主要な担い手として存在していたのであり、穀物栽培にたいする畜産、野菜及び果樹栽培といった分業関係のある程度形成しつつ、土地をめぐるは、特に東部では激しい競争関係に立っていたのである。農業関税の実施は、農業金融のもとに集約化を促進することによって、この競争関係の激化を抑えつつ、両者による農業生産力の発展を保証するものとして機能していたのである。ハウスホーファーは、「ダーデが第一次大戦勃発直前(一九一三年)にそのほんのすぐ前の時期について書いたことは的をえている。すなわちドイツ農業発展の特質は、農業経営方式の技術的展開が、耕地の大幅な収量増大に導びいたという点、またそれに対して社会的な関係したがって土地所有配分においては、農業人口の職業編成におけると全く同様、この時期に一般に相対的にも絶対的にも基本的変化が起っていないという点にある。」「経営構造上の大変動は、二つの世界大戦の間の時期にはじめて起るのである。」(前掲198頁)と。

5 「農業恐慌」論の問題点

十九世紀末葉において、ユンカー経営にとっては、農業恐慌ないし農産物

価格が「低落し、低迷」する事態が、「農業の危機」(die Not der landwirtschaft)を意味したということは、単にこの経営が、外国農業の競争によってとくに農業恐慌の打撃の大きかった「穀作部門に集中する傾向があったというおまけ」(『序説』253～254頁)によるばかりではない。それと同時に、よりいっそう重要なことは、パルヴスが明確に指摘しているように、この「自己経営する資本主義的土地所有者」の場合には、高い「地代」が、主に農業投資に向けられた巨額の抵当負債に対する利子として固定化され、穀物の生産費を構成していた、という事実によるのである。つまり、この時期におけるドイツの農業危機とは、まず第一に、農業生産力の主たる担い手としてのユンカー経営の危機なのであって、それ故にこそ農業危機は農業問題であったわけであるし、イギリスに対するドイツの農業恐慌の特殊な意義も全くこの点に存するのである。また農民層における農業問題の発生というドイツ的な特殊性も、それが資本主義の特有な発展によって、一方では主に国内市場に対して農産物を供給する生産者として登場しながらも、他方では経済不況と農村の商品経済的分解の激化のもとで、経営上の危機に陥入らざるをえなかった、ということによるのである。

従ってそれは、単に農民層が過剰人口として堆積されることによる社会問題として一面化してしまうわけにはいかない。すぐれて経済問題でもあったわけである。農業関税による農村の保護が、「絶対的に必要なものと考えられるようになった」(宇野弘蔵『農業問題序論』50頁)ということはひっ竟、イギリスに対する後進国として、組織的独占体としての金融資本を典型的に確立する一方で、広範に農村人口を残存させ、農業を内部に包摂することが必然的であったドイツ資本主義にとっては、農業のこの急速に発展しつつあった生産力自体を保護することが、絶対的に必要であった、ということに他ならないのである。ドイツにおいては、イギリスの場合とは全く逆に、農業保護関税や農民保護に対する一切の反対が、結局は無力であったことの理由も、そこにあったといえるのである。

ユンカー経営は、イギリスを中心とした「大不況」の到来と、ドイツにお

ける短期的景気過熱が終了した後の長期的な経済不況のもとで、しかも北アメリカやロシアからの西ヨーロッパへの穀物の安価にして大量の流入によって、穀物価格が生産費を償えない程に大幅に低落したにもかかわらず、穀物生産からの資本の引上げと、他部面への資本の自由な移動が、ほとんど不可能であるという極めて困難な状況に追い込まれたのである。巨額に達した抵当負債利子の支払不能は、そのことを端的に示すものであった。というのは、この抵当負債が巨額に達していた主たる理由が、七〇年前半に至るまでの世界的な好景気と、ドイツの急速な工業の発展（「グリュンダース・ヤーレ」）による、内外における穀物需要の著しい増大と穀物価格の上昇にたいして、ユンカーがその「繁栄期」を謳歌しつつ、経営の拡大と近代化あるいは土地改良などによる農業生産力の高度化に必要な巨額の資金を、土地を抵当とする借入資本によって調達していたことによるからである。従って、ユンカー経営にあっては、一方では投下された資本価値の破壊をできる限り防ぎつつ、滞納利子の累積による経営破綻を回避するためには、穀物関税の実施ないしその引上げはどうしても必要なことであつたし、他方ではさらに徹底的な農業生産と経営の合理化を余儀なくされ、従って抵当負債額と支払うべき利子額はますます増加する傾向をもつことになる。その結果が、ふたたび国家によるいっそう強力な農業保護の要請に帰着することはいうまでもない。

こうした事態を背景にして、七九年には農業関税が設定され、それは八五年には大幅に引上げられた。九十年代に入って、穀物価格が若干持ちなおした中で、工業資本家階級や労働者階級を代表する左翼政党の圧力によって、カプリビィーのもとで農業関税は引下げられたが、九十年代の後半における、農業危機の以前にもまさる激化のもとでは、「農業者同盟」による農業保護の要請は、高率の農業保護関税の実施と共に、穀物輸入の国有化、さらに金銀両本位制の採用、といった金融資本化を実現し発展しつつあるドイツ資本主義にとっては、到底受け入れることのできないような、「国家社会主義」的な傾向さえ帯びた主張となってあらわれたのである。このことは、一時的

にせよ、ドイツ、フランスの社会民主主義をも捉えた中小農民による「国家社会主義」のイデオロギーと相俟って、金融資本の支配的確立に伴う、急速な農村分解に対する、農村住民の反動的対応を意味するといってもよいが、単純にそういい切ってしまうものではない。というのは、——先に述べたことから既に明らかであるが——農業恐慌のもとで、「不健全な高額の負債から生じる利子がいっこうに減少しないままに残り、その結果相当比率の農業経営が危機に立たされた」のであるが、この場合に「債務過重経営の所有変更」がもし実際に行なわれることになると、それは「この当時すでに（自己資本によるよりも）むしろ借入資本の投下という方法を通じてのみ農業に開かれていた技術的、経済的進歩を、長期にわたって中断させることを意味した」が故に、それを防止するためには、「国家の干渉」は必然的なものだったからである（ハウスホーファー前掲220頁参照）。つまりこの時期において、関税政策による国家的農業保護とは、基本的には農業生産力の発展自体を保護するものであったことが、注意されなければならないであろう。

大内氏は、「農業恐慌は…一般的な慢性不況を反映したものであるとしても、それはひとたび発現すると、それ自体長期化し、深刻化する条件をそのなかに秘めていた」として、第一に次のことを指摘される。つまり「農業においては地代がとくに重要な負担となっているが、それは契約によって一定期間固定されているから、農産物価格が下落したさいには、農業経営にとってとくに重大な死重となり、その採算を悪化させる」（『序論』240頁）と。だが、ユンカー経営の危機が、滞納利子の累積において具体的に現われたということは、利子が地代部分にもとづくとしても、氏がここでいわれるような問題に、一般化ないし抽象化してしまうことはできない。農業恐慌のもとで、農業保護関税にまもられて、滞納利子がさらにいっそう累積していく傾向を、ユンカー経営の場合にはもっていたことをみるならば、利子＝地代は、ここでは、確かに一面では「農業経営にとってとくに重大な死重」であったとしても、他面では農業生産力を高度化するという、経営にとっての積極的な側面を表現するものともなっているのである。従ってそれは、むしろ

いわば将来における繁栄を、現在における経営上の危機によって、償っていることを意味するものなのである。

大内氏はまた次のごとくいわれる。つまり「農業恐慌は穀物価格を低落させたが、その幅は……二〇%でいどであり、そう大きなものではなかった。このいみで恐慌の打撃はさほど大きくなかったともいえるが、その及ぼした政治的・社会的効果はかならずしも小さいものではなかった。」(『序説』243頁)と。しかし、穀物価格の低下が、イギリスと比較してドイツではいちじるしく小さく、農業恐慌がドイツ農業に与えた打撃が、比較的軽かった(大内編前掲178~179頁も参照)というのは、いわば顛倒した見方である。実際には、穀物関税の作用によって、その価格低落の激化が緩和されていたのである。イギリスの場合については、当時ロンドンに滞在していたベルンシュタインが、次のごとく指摘している。「土地所有者は、危機の費用を転嫁できないようないかなる階級も見出さなかった。それはその費用の自己負担を<完全に>引受けなければならなかった。」一方「地主側の援助によって大体農業者は階級として持堪え、そして漸次、変化した市場関係に適合していった」と。だからイギリスにおいては、農業恐慌は極めて激しかったにもかかわらず、「有力な農業圧力団体は一つとして活発な動きを示さなかった」(トレイシー前掲53頁)のであり、また農業関税も問題とならなかつたのである。だがユンカー経営の場合については、先に述べたごとく、農業恐慌は直ちに農業危機としてあり、全く特殊な困難性を惹起したのである。農業関税は必須とされ、それをめぐる政治問題化は必然的であった。そして結果的に、農業関税の影響は、「たとえ穀物価格が七〇年代以降下落傾向をたどったとはいえ、ドイツ穀物価格を低下する世界市場価格から遮断するために充分であった」し、「それに伴って国際競争が農業構造に及ぼす影響も排除され」たのである(ハウスホーファー前掲218頁)。

大内氏にあっては、ユンカーがイギリスの農業資本家と異なって、なぜ農業関税を要求せざるを得ないかは、結局明確にされないままである。それは、ユンカー経営の特殊性、従ってまたそこにおける農業恐慌の特殊的な現

われ方を、イギリスの農業資本家の場合と明確に区別して明らかにはされていないことによるのである。氏は、「さしあたりは地主が農民層を背景におきつつ、みずからが農業の利害の代表であるかのようにふるまいながら政治の舞台にはあらわれてくる」とか「地主層は政治的発言力が大きかっただけに代表たる地位は占めていた」(『序説』265～266頁)とかいわれるのであるが、これは、「ユンカーの要求を根拠にしていたにはちがいない」(同291頁)農業保護関税と、ユンカー経営との必然的関連を、氏が全く見失ってしまわれたことを自ら暴露するものではないであろうか。農業恐慌の意義を農民経営についてはともかく、ユンカー経営については、ほとんど全く具体的に分析していないことが、大内農業恐慌論の特徴であるとともに重要な難点であると思われるが、それは、大内氏が、ユンカー等の資本家の農業経営の「解体・縮小」を自明の前提とされ、あらかじめ農業問題の対象から放逐されてしまったことの、原因であると共に結果でもあるのである。これでは、ドイツのこの時期の農業問題自体がよくはわからなくなり、従って、それに対処するものとしての農業関税の意義も明確にならないのも、むしろ当然であろう。大内氏が、農業保護関税は「結果においては……ユンカー経営を発展させるにかりうるほどの高価格は維持できなかつた」(同261頁)、と適当に推測をして済されてしまっているのも、ただ残念だという以外にはないのである。

注) 大内氏は「……たんに……農業恐慌の過程において、急激に小農民が没落し、窮乏することが、それ自体として農業危機なのではない。それが農民の主体的な実践活動を必然にし、かかる農民運動が資本主義体制を否定する運動の一環をなすときに、そしてそのいみでブルジョア的支配体制の脅威となるときに、はじめてそれは農業危機となるのである」(『農業恐慌』291頁)といわれている。農業恐慌と農業危機の以上のような概念区分をわれわれもいちおう認めることができる。そうすると、ドイツにおいては、農産物の下落＝農業恐慌の結果、農村住民はいわば政治的活発化によって、国家体制の動揺ないし危機をもたらしたのであるから、農業恐慌は直ちに農業危機に他ならなかったわけである。「国家社会主義」が「資本主義体制を否定する運動の一環をなす」としうるならば、だがとも

かくもドイツの農業恐慌の特殊的な意義は、こうした「農業危機」を考慮しなければ、十分解明しえない問題なのであって、両者が大内氏のいわれるように截然と区別しうるものかどうかは、疑問として措きたい。

6 農業関税政策の歴史的意義

ドイツにおいては、農業恐慌の過程を通じて、穀物関税に保護されて、土地改良の推進、農業機械の導入、化学肥料の使用などによる、農業投資が飛躍的に増大したことによって、穀物生産は著しく発展した。そしてこの場合における資本蓄積、生産増大の主要な担い手がユンカーであったことは否定しえないところであった。「ユンカー地帯はドイツの主要な穀作地帯、とりわけライ麦の主要な生産地帯であり、……その絶対量の大きいこともさることながら、その生産の上昇においても、小農地帯より、ヨリ大きな上昇を示した」〔高橋精之「第一次世界大戦に至るドイツ穀物関税政策の推移とその意義」『土地制度史学』第十八巻32頁〕のである。しかも、穀物のヘクタール当りでのみと収穫高は、「他の国を追い抜いてしまった」のである。「集約的中・小経営の典型国であった」フランスと、「人口に比して相対的にわずかな土地しか有していない」オーストリア・ハンガリアが、この点で、ドイツの後方に立ってしまったことは、「ドイツのエネルギーと技術革新を特に目立たせる」(A. Sartorius v. Waltershausen, Deutsche Wirtschaftsgeschichte, S. 457) 事態であった。馬鈴薯や甜菜、畜産——これらはむしろ中・小農民層が主要な生産者であるが——についても同様に生産の増大と、国際的な競争力の強化が達成された。ドイツ農業のこうした発展は、輪作技術の発達や、また農業と火酒や砂糖の生産との結合といった、「農業の工業化」(カウツキー)とによってもたらされたものであるから、全体として有機的な連関をもつものであった。かくしてハウスホーファーは次のごとくいう。つまり「ドイツはその農業において、第一次大戦にはいる前に、いまだかつてなかったような、また他のどのヨーロッパ諸国にもないような生産装置をもっていたのである。ダーデ教授が一九一二年当時の熱狂の中で「自然科学の深化によって

……機械工学分野での数多くの発明によって、ドイツ農業は今日明らかにこの地球上の全文明諸国の最先端にある>とのべた時、それはゆえなき思いあがりではなかった。」(前掲 232 頁) と。

従って、ユンカー的資本家的経営を始め農民経営も含めて、ドイツの農業は全体として、農業関税のもとで、農業技術の進歩による農業生産力高度化の典型的実現によって、——勿論、ドイツ工業生産力の世界市場における支配的地位の確立による世界的な「大不況」の克服と、アメリカ農産物が多かれ少かれ内需にむけられるようになったことなどによって、農産品の価格が好転したという、いわば外的条件もさることながら——少くとも二十世紀初頭に至るまでには、農業危機から脱却することができた。そしてその後は「その驚くべき好況を持続することさえでき」(G. シュトルパー他著、坂井栄八郎訳『近代ドイツ経済史』23頁) たのである。

だがこのことは、農業問題が単に解決ないし解消されたというだけでは全く不十分な新たな事態の到来を意味した。それはこういうことである。九〇年代後半から第一次大戦に至るまでの「輸入証明書制度」は、穀物関税が、穀物の国内価格を国際価格よりも引上げ、その生産の増大を刺激する一方で、それによって、輸出も阻害され価格を押し下げる穀物の過剰生産がもたらされる、というディレンマを、実質的な奨励金による輸出促進によって、解決しようとするものであった。だからそれは、この関税制度にとっては欠かすことのできないものであった。実際にこの両制度の相互補完的な機能によって、穀物の生産と輸出は著しく伸長し、東ドイツのその価格水準は、ほぼ関税額だけ国際水準より高い西ドイツ市場の価格に接近し、また輸入関税から得られる財政収入に相当する額を、生産者(ユンカー)ないし輸出業者が、直接的補助金として取得することができた。そしてこのことは、穀物関税政策が十九世紀末葉のように、いまだ国際的な競争力を持ちえないドイツ農業の生産力発展を保護するというだけの「防衛的なもの」から、農業の生産力を不断に他国に先んじて高かめつつも、そのことによって生じた過剰な生産力を対外的に処理するものとして、「外国への穀物輸出を奨励するという

攻撃的なものへとその性格を転化」(高橋前掲36頁)したことを意味したのである。

まさに二十世紀初頭において農業関税は、ユンカー的大土地所有にとっては、ちょうど工業関税がカルテル関税として重工業独占体にとってもつ意味と同じように、内外にたいして独占的な利益を保証するもの、となったのであった。それ故に両者は共に「帝国主義的関税の典型をなすもの」(宇野弘蔵『経済政策論』改訂版 237頁)となったと、いいうるのである。かくして実は、ドイツ資本主義において十九世紀末に深刻となった農業危機＝農業問題は、だいたい二十世紀に入ると共に、帝国主義的に現実的に解決されたといわなければならないであろう。

ここにおいてはまさに、「カルテル化産業と大土地所有のための保護関税は本質的に独占であって、それは労働者大衆の生産物を直接に生産過程で自己のものとするばかりでなく、精巧な、意識的な、組織的な循環過程への支配をとおして利潤搾取に役立つ最強力な搾取手段となっている」(降旗節雄著、『帝国主義論の史的展開』117頁)のである。ヒルファディングが、「金融資本の発展は、保護関税の機能変化によって、この〔農業と工業との……引用者〕対立を解消させ、大土地所有とカルテル化重工業との新たな利益共同をつくりだす」(前掲 122 頁)というとき、彼は保護関税のこのような「本質的に独占」的な性格が、両者の「新たな利益共同をつくりだす」ことを確認していたのである。それは大内氏の解釈とは全く異って、1879年のいわゆるビスマルク関税について、「そこには、地主階級と独占資本との政治的な抱合の姿がきわめて鮮かにつくりだされ」た、という「事実」を、「鋭く指摘」(『序説』244頁)したのではなかった。こうした誤解は、氏が、保護関税をめぐる「大土地所有」(農業)と「カルテル化重工業」(工業)との関係が、十九世紀末葉と二十世紀初頭とでは、本質的に異なっていることに、ほとんど無自覚であり、それを単に、「工業側と農業側との利害の対立と妥協」(同 245 頁)として、現象的に把握されていることによるのである。だが、少なくとも1902年の新関税法をめぐる事態については、大内氏のように、「本格的に独占体制を

確立したドイツの金融資本は、カルテルのいっそうの強化を必要としたが、それにはユンカーをさそいこんで、農業保護関税と拘きあわせにそれを実現することがどうしても必要であった」(『序説』245頁)といった、経済学的にはほとんど意味のない規定をもってすますわけにはいかない。

このいわゆるビューロー関税は、農業関税の強化を中心としていたことは明らかであり、穀物価格の好転がみられたにもかかわらず、九十年代後半にますます激化した「農業者同盟」による高率保護関税の要求に対する、金融資本の側からの直接的には政治的な妥協を示すものに他ならなかった。だがそのことの本質的な意義は、十九世紀末葉における関税政策をめぐる、農業と工業との経済的対立——これは八十年代には、政治的な妥協をもたらしたが、九十年代においては、工業の著しい発展によってさらにいっそう激化したために、農業関税の引下げが余儀なくされた——として実際的にはあらわれた、ドイツ資本主義の農業問題が、帝国主義的関税政策における「大土地所有とカルテル化重工業との新たな利益共同」の形成によって、現実的に解決されたことが客観的に示されている点にある。^(註1)

つまり、既に組織的独占体を確立した重工業にとっては、農業関税の引上げも、工業関税が「十分な高さに決定されていさえすれば、これから生ずる特別利潤によって償われた上に、なお十分に大きな特別利潤が残ったから」「たいした意義をもたなかった」(ヒルファディング前掲59頁)が、そればかりではない。農業保護関税は、一方では先に述べたように、世界的に最先端をいくような農業生産力を実現し、その不断の高度化を促進する機能を果たすと共に、他方では、「より高価格での自給原則、より低い消費者価格を期待しての世界経済分業への完全な編入、のいずれの原則も一方的に貫徹する」ものではなかったのである(ハウスホーファー前掲231頁)。それ故に、ユンカー等の大土地所有の独占性の強化も、金融資本化を実現した資本主義にとって、なお許容しうる範囲内に制限されていた、と言わねばならない。この意味で工業関税と共に農業関税もこの時期には、「経済的力をして直接政治的力に転化せしめる」ものであった、といえるのである。

十九世紀末葉においては言うまでもなく、こうした意味での「利益共同」の形成の諸条件はまだ未成熟であって、従って、資本主義的工業の急速な発展にともなう、ユンカー経営の危機に対する農業関税をめぐる農工間の対立やかけ引きは、当然のことであった。そしてこの農工対立は、バルルスやカウツキーなどの社会民主党のイデオログが、イギリスの十九世紀中葉の場合をモデルにして想定したように、一切の関税の撤廃によって、すなわち自由主義的に現実的に解決されるものではもはやなかったのである。それは、歴史的には関税政策によって、つまり帝国主義的に現実的に解決される以外にはなかったし、実際にそうだったのである。

かくして穀物関税政策とは、ドイツにおいては、資本主義の発展自体が生み出した——農業生産力の主要な担い手であるユンカー経営および農民経営が陥入った危機として、またこの経営危機に対する国家的保護の是非をめぐる農工対立として、実際には現われた——農業問題を、帝国主義的に現実的に解決するものであったということにおいて、始めてそれに対する論証と批判は与えられうるのである。^{注2)}

注1) 資本主義にとって農業問題とは、「農業が資本家的生産にとって適合的でない生産部面であるということ」つまり「①土地を主要生産手段とすること」および ②自然を生産手段とするということに附随する、生産過程の特殊性」によって、「資本主義的生産方法が農業を資本主義的に処理しえないこと」にもとづく(降旗「宇野理論と現代資本主義分析の方法」前掲307頁)。「勿論『資本論』のような原理論では、農業もまた完全に資本主義的に経営されるものとして、資本家的原理を明らかにする方法を採らざるを得ないのであるが、実際上は決して資本主義に農業問題を解決し得る力はなかったのである。それはしかし現実的にも一応の解決もなし得ないというのではない。(宇野『社会科学の根本問題』86頁)。従って資本主義がまず工業部面をとらえて急速に発展することになると、なるべく安価な食糧を必要とする資本主義としては、自国の農業の資本主義化による農業生産力の上昇を待つよりも、外国農産物の輸入を有利とすることになるから、農業関税をめぐる農工対立は当然に生じる。つまり農業問題は現実的には、農業関税をめぐる農工対立として現われる。だからまたその「現実的解決」も、最終的に農業関税が資本主義的にいかに取扱つかわれるかによって、客観的に示されることに

なるのである。

注2) 農民経営は、主に国内市場向けに農産物を供給したといっても、彼らは、甜菜糖のための原料供給等を通じて、世界市場に対しても密接な利害関係を有していた。甜菜糖は、世界市場において植民地の甘蔗糖と競争関係にあり、十九世紀末葉はその圧迫を受けて、ドイツ糖業は危機におちいる程であった。だが二十世紀に入るころまでには、ドイツ糖業は甜菜栽培を始めとする砂糖生産の急速な合理化——この点でも、他国を決定的に凌駕していた——によって、甘蔗糖と十分立ち打ちができるようになった。1902年のブラッセル砂糖協定は、そのことを明確にした。つまりそれは、世界各国の協定によって、関税政策以外の輸出補助金それに対する相殺関税等による国家の保護を撤廃することを取りきめ、世界糖業の「新秩序」を形成したが、そのもとで第一次大戦までは、甜菜糖と甘蔗糖は世界砂糖生産を半分づつ分けあい、生産者は共にかなりの好景気にめぐまれた。そしてドイツの甜菜糖は、他国の甜菜糖をおさえ、また甘蔗糖に対抗しつつ、圧倒的にイギリス市場に輸出されていたのである。このことは二つのことを意味する。つまり第一に、ドイツの糖業はもちろん、カルテル・シンジケートによる組織的独占体としての金融資本(エンカーやその組合も含めて)によって担われ、農民経営はそれに原料としての甜菜を供給したから、勿論、両者は対立関係にもあったが、特に対外的な関税政策やダンピング輸出においては、利害の一致も当然あった。従って農民はやはり、直接的にも帝国主義政策と密接な利害関係を有していたといえる。第二に、例えば大内氏はいう。つまり「帝国主義諸国の後進国にたいする資本輸出が、反面において」「植民地ないし半植民地化された後進国」に「農産物輸出を強制する必然性をつくりだし、それが農業恐慌を世界的に激化させる作用をもつといった関係」ができる。そして「こういう形で、いわば世界の両極〔帝国主義国の農民と後進国の農民……引用者〕に農業問題〔彼らが窮乏と飢餓のどん底〕につきおとされること……引用者〕がつくりだされ、深化される。ここに、この〔帝国主義……引用者〕段階の、また農業に特有の、問題があったといっている。」「(『序説』127頁)と。しかし大内氏のこのいわゆる「農業問題の世界性」(同)も、少くともそれをもっとも端的に示す——というのは一般的に農産物ではなくて、砂糖こそ世界市場商品であるから——世界糖業に関しても、帝国主義段階として一般的に言うことはできないのである。十九世紀末葉ないし特に第一次大戦後についてならばそれは重大な問題となるのだが。つまり第一次大戦までの二十世紀初頭では、糖業も世界的に好況であり、「帝国主義国の農民」も「後進国の農民」も、それを十分に享受することができたのである。しかもドイツの糖業は、高度な甜菜栽培技術によって、また農業と工業との有機的結合によって、決して植民地の甘蔗糖にたいして生産費等で劣るものではなかった。農民経営はここでも高度な農業生産力を実現していたわけである。

なお附言しておけば、「プロイセン協同組合中央金庫」の設立などの独自の農民政策も、関税政策としての一般的な農業保護によって、支えられていたことは、容易に推測しうることであろう。そして、この帝国主義の典型期に、この「中央金庫」がいかなる役割をはたし、また大内氏のいわゆる「農民経営と資本主義との矛盾」なるものが、実際には、いかなるものであったかは、次の叙述からも、ある程度うかがわれるであろう。つまり「対人信用の領域に於ける諸関係が極めて健全であったことは、特に協同組合的対人信用の殆んど全部が、組合自身の預金から支弁することが出来たので、政府の手によって組合の資金供給の為に備えられた資金〔「中央金庫」……引用者〕は、単に資金需要の最大なる時期の調整を可能ならしめる為に必要であったに過ぎなかったという点で、明瞭であった。」（タールハイム著、橋本元訳『ナチス農業政策』91頁）と。

む す び

大内氏は、ユンカー等の資本家的農業経営は、単に「解体し縮小」するものとして、それを農業問題と関連づけることを失念された。また氏において、農業問題が農民問題に解消されてしまったことは、同時に実際にはドイツ資本主義の発展に固有な経済問題としての農業問題が、社会問題として一面化され、または曖昧に処理されることに他ならなかった。こうして大内氏は、ユンカー等の大土地所有に基づく穀物関税政策が、金融資本による帝国主義諸政策と、いかなる関連にあるかを十分には解明することができなかった。むしろそれは、本質的には「社会政策の一環」であるとされ、経済政策としてはその経済的分析は、決して突っ込んだものとはならなかったのである。

従って氏にあっては結局、ドイツ帝国主義における大土地所有を始めとする農村諸階級の位置については、極めて不明確なものとなっている。われわれの若干の分析によれば、ユンカー等が金融資本と並んでそれをいわば補足する、関税政策を基軸とする帝国主義政策の主体であることは十分明らかである。ユンカーに指導されるものとしての農民層についても、帝国主義から完全に免罪されることには、決してならないであろう。労働者階級が、ドイツでは、排外主義・帝国主義から免れ得なかったことと同様に。そしてまさ

に、この典型的な帝国主義政策の展開によって、農業問題は既に過去のものとなったのである。だから、大内氏のように、帝国主義段階を、直接的に農業問題の深刻化によっても規定し批判しうるとするならば、それがイデオロギー的なものとならざるをえなくなり、またかえってむしろ、農業政策の帝国主義的政策としての意義を、明瞭にすることができなくなるのも当然であったといえよう。要はここでは、資本主義に対する批判は直接的に農業問題によってではなく、金融資本に基づく帝国主義に対する論証を補足するものでなければならなかったのである。

ともかくこの大内氏の農業理論が、われわれが主に検討を加えた範囲に限定しても、はたして「資本主義の発展段階におうじた農業の展開を段階論として解明しえた」(『序説』281頁) ことになるかどうか、またそれが「農業問題の現状分析」のための「予備的な作業」として、理論的に認めうるものかどうかは、はなはだ疑わしいものだと言わなければならない。

われわれは、資本主義が農業問題を帝国主義的に、つまりあくまで自己の論理の貫徹——といっても、その原理はある程度否定しつつ——によって、現実的に解決したということが、その帝国主義段階の段階としての内実をなす、と考えるのである。だがこうした意味での農業の段階論的解明が、具体的にはいかにして、第一次大戦後や、「国家独占資本主義」の農業問題の分析のための「方法的基準」をなすかは、さらにいっそうの研究を待たなければならない。ここでは単に、おそらく、第一次大戦後は資本主義が農業問題を帝国主義的にも解決し得なくなったが故に、それは直接的に国家が介入せざるをえない程の、極めて深刻な問題となってきたということ、そこにまた古典的帝国主義とは質的に異なった、資本主義の新たな歴史的展開を規定するひとつの要因があることを、そのような解決の諸条件がまだ整わなかった十九世紀末葉における農業問題の発生と対比しつつ、消極的に言うるにすぎないのである。

(1973年9月)